

Q



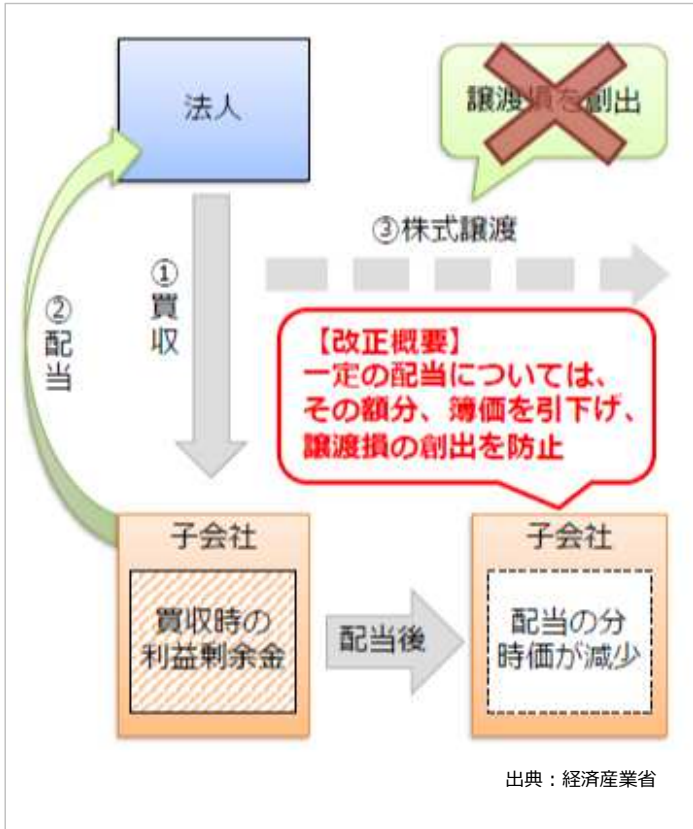
子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応について、改正があったと聞きましたが、内容を教えてください。

A



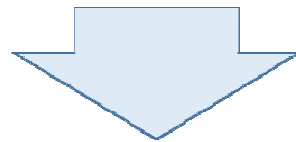
法人が(1)一定の支配関係にある子会社から(2)株式等の帳簿価額の10%を超える配当を受け取った場合には、配当金額のうち益金不算入相当額を子会社株式等の帳簿価額から減額することで、意図的な譲渡損失発生を防ぐというものです。

●改正概要●



<改正前>

- ①子会社株式取得後
- ②配当を受領（純資産減少に伴い子会社株式時価減少）
- ③子会社株式譲渡を時価で行うと譲渡損が生じる



<改正後>

- ②配当が子会社株式簿価の10%超の場合、親会社は子会社株式簿価を益金不算入相当額減額

注(1) 一定の支配関係にある子会社

→法人が株式等の50%超を保有する子会社

※ただし、子会社が内国法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において、株式の90%以上を内国法人が保有しているものを除く。

注(2) 配当等について次に掲げる場合には、本改正の対象外とする。

①配当等の合計額が支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合

②配当等の合計額が2,000万円を超えない場合

③支配関係発生から10年経過後に受ける場合

令和2年4月1日以後開始事業年度について適用

POINT



100%保有の内国法人子会社からの配当についても、設立日からの資本関係次第によっては、本改正の適用範囲となる場合があるので留意しましょう。